

図表 悪質商法（利殖勧誘事犯）を疑う主なキーワード

- ・未公開株（販売、買取り、上場）
- ・社債（販売、買取り）
- ・ファンド（〇〇事業）への出資
- ・外国通貨
- ・FX取引
- ・先物取引
- ・二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出権取引
- ・石炭、金等の鉱物採掘権
- ・水資源開発会社社員権
- ・「絶対に儲かる」
- ・「高額で買い取る」
- ・「過去に購入した未公開株等を買収する」
- ・「過去の被害を回復する」
- ・「代理購入してほしい」

（出所）警察庁「悪質商法の被害にあわないために」（平成25年5月）

警察庁によると、最近の「利殖勧誘事犯」では、社債、未公開株、海外事業への出資などのほか、過去の投資被害の救済、二酸化炭素排出権の取引、水資源開発会社の社員権や金鉱山採掘権など、実態をつかめないう権利の販売を装って、金銭をだまし取る手段が増えているようだ。

警察庁は、悪質業者の新たな手口への注意喚起を促すために、見知らぬ業者から送られ

「床下が湿っています。放っておくと大変になるので調査しましょう」「ふとんのダニの点検に来ました」「無料で耐震診断をします」

**点検商法**

手持ち資金を増やしたいという願望につけ込んで社債、未公開株、海外事業への出資、外国通貨等に関する投資話を装って、「元本保証」「高配当」「絶対に儲かる」などとうソをついて多額の出資金をだまし取る商法である。

**利殖勧誘事犯**

次に来る、主な悪質商法について、その手口を紹介することにします。

「健康に良い話をします」などと言いながら、地域の会議室などに人を集め、扉を締め切った閉鎖的な空間を作って商品説明会を開催し、雰囲気盛り上げて参加者を興奮状態に巻き込み、最終的に高額な商品の購入を迫る商法。

**催眠商法**

「飲料水の点検をします」「屋根の上を点検してみませんか」など、点検を口実にして住宅を訪問し、「早く手を打たないと危険です」と住人の不安をあおって、高額な商品を販売したり、高額な工事の契約を行う商法である。

また、商品説明会で参加者同士の競争意識をあおって高額な商品の購入につなげケースもある。臨時に設営された商品説明会の会場で販売を行っている場合、あとかから販売業者の所在がつかめず、連絡が取れなくなってしまうといったトラブルも発生する。

## 高齢者被害が続出!?

# いまどきの悪質商法と防止のためのアドバイス

特別企画

東京都生活文化局調べによると、高齢者の約4割が悪質商法の被害の危険に遭遇——。年々、手口が巧妙化する悪質商法。高齢社会の到来で、悪質商法の被害を受ける高齢者の多発が懸念されている。最近の悪質商法の傾向や種類、対策などについてまとめた。

## 編集部

### 急増する悪質商法 被害額は約5兆7000億円

今年3月、消費者庁は2013年の悪質商法や誇大広告による消費者被害額の推計値を公表した。中でも、商品・サービスの品質や高額請求などを巡るトラブルが多発しており、消費者が支払った金額は約5兆7000億円で、この

金額はGDPの約1%に当たる巨額となる。

被害額を受け、消費者庁は、今後継続して悪質商法の被害額の試算を行うとともに、消費者保護の各種政策に生かしていくとしている。

消費者庁のアンケート調査によると、悪質商法によるトラブルの主なものとしては、商品やサービ

スの「機能・品質が期待よりかなり劣っていた」（50%）、「表示・広告と実際がかなり違っていった」（21%）、「思っていたより高い金額を請求された」（8%）など。被害金額は、支払額が1万円未満が48%、1万円以上が37%となっている。

そもそも悪質商法とは何か。警

察庁の定義によると、「一般消費者を対象に、組織的・反復的に取引される商取引であって、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたもの」である（平成21年警察白書）。

悪質商法はさらに、金融商品取引法、出資法、無限連鎖講防止法等に違反する利殖商法などの行為である「利殖勧誘事犯」と、特定商取引法に違反する行為および特定商取引に関連する詐欺、恐喝等の刑法犯罪としての「特定商取引等事犯」に分かれる。

特定商取引法とは、訪問販売や通信販売等、消費者トラブルをしやすい取引類型（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引、訪問購入）を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルールを定めたもの。事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守るための法律だ。